第 3135 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2006年)平成18年10月20日 金曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 源泉所得税の納期の特例

Q：源泉所得税は、特例承認を受けると年に２回の納付で済むそうですが、どのようになっているのですか？

A：10人未満の納税徴収義務者については、年２回の納付が認められています。

【解説】

おたずねの特例は、源泉所得税の納期の特例制度というもので、給与の支払を受ける人が常時10人未満の源泉徴収義務者について、納税事務の負担を軽減する目的から認められているものです。

この特例の適用を受けるには、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を所轄税務署長に提出して、承認を受けなければなりません。

納付については次のようになっており、その間に支払った給与、退職手当、弁護士、税理士等に対する報酬、料金などにかかる源泉所得税がその納付の対象となります。

① １月から６月までの間に支払ったもの
　７月10日までに納付

② ７月から12月までの間に支払ったもの
　翌年１月10日までに納付(ただし、「納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」を提出しますと、１月20日とされます)

※ 納期限が日曜、祝祭日又は土曜日の場合は、納期限はその翌日になります。

なお、承認申請は、申請書を提出した月の翌月までに税務署長から通知がなければその翌月の末日に承認があったものとされます。